

第2節 消費者行政

1. 消費者意識の啓発

消費者保護行政が、十分に効果をあげるために、一般消費者のみなさんに、消費者保護施策の内容をよく理解していただき、これに協力していただくことが必要であり、このことが消費生活の向上にもつながります。

そこで市では、消費者意識を深めるため、消費生活に関する規格、表示、量目等を折りこんだ「消費者のために」のパンフレットの発行、消費者関係資料の展示ボックスでの配布、市広報による消費者欄への掲載、また、年間を通じ、各種講習会、施設見学会、商業者との懇談会等を行った。

2. 消費者相談

消費者の商品及びサービスの取引に伴い発生する苦情等をすみやかに処理するため、経済課に消費者相談窓口を開設し、消費者からの苦情相談等を実施した。

3. 計量器検査

計量器は、消費者が上手な買物をし、合理的な家庭生活を営むうえで重要な役割を果たしている。

そこで市では、東京都計量検定所、及び東京都計量協会の主催により、家庭用計量器の無料検査及び修理並びに事業所用計量器定期検査を行った。

家庭用計量器の無料検査

| | 検査数 | 合 格 | 不 良 | 不 良 率 |
|-----|-----|-----|-----|-------|
| 計量器 | 349 | 318 | 31 | 8.9% |

事業所用計量器定期検査

| | 検査数 | 合 格 | 不 良 | 不 良 率 |
|-----|-----|-----|-----|-------|
| 計量器 | 596 | 575 | 21 | 3.5% |